

議 事 日 程 (第 4 号)

令和元年 9 月 30 日 (月曜日) 午前 10 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報第 11 号 委員長報告
- 日程第 3 議第 28 号 飛騨農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について
- 日程第 4 議第 29 号 飛騨農業共済事務組合の解散について
- 日程第 5 議第 30 号 飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 6 議第 31 号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議第 32 号 下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について
- 日程第 8 議第 33 号 下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例について
- 日程第 9 議第 34 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 10 議第 35 号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議第 36 号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議第 37 号 下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議第 38 号 財産の譲与について
- 日程第 14 議第 39 号 財産の譲与について
- 日程第 15 議第 40 号 財産の譲与について
- 日程第 16 議第 53 号 財産の譲与について
- 日程第 17 議第 54 号 財産の無償貸付について
- 日程第 18 報第 12 号 委員長報告
- 日程第 19 議第 41 号 令和元年度下呂市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 20 議第 42 号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号)
- 日程第 21 議第 43 号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 22 議第 44 号 令和元年度下呂市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 補正予算 (第 2 号)
- 日程第 23 議第 45 号 令和元年度下呂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 3 号)
- 日程第 24 議第 46 号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 25 議第 47 号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (診療施設勘定) 補正予算 (第 2 号)
- 日程第 26 議第 48 号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 27 議第 49 号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 28 議第 50 号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

- 日程第29 議第51号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議第52号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第31 報第13号 委員長報告
- 日程第32 認第1号 平成30年度下呂市一般会計決算の認定について
- 日程第33 認第2号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について
- 日程第34 認第3号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第35 認第4号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について
- 日程第36 認第5号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について
- 日程第37 認第6号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第38 認第7号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第39 認第8号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について
- 日程第40 認第9号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 日程第41 認第10号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について
- 日程第42 認第11号 平成30年度下呂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第43 認第12号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について
- 日程第44 認第13号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について
- 日程第45 議第55号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第46 議第56号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第47 議第57号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第48 議員派遣について
- 日程第49 閉会中の継続調査申し出について

出席議員（13名）

議長	各務吉則	1番	尾里集務
2番	中島ゆき子	3番	田中副武
4番	今井政良	7番	宮川茂治
8番	中島博隆	9番	伊藤嚴悟
10番	一木良一	11番	吾郷孝枝
12番	中島新吾	13番	中島達也
14番	中野憲太郎		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	服 部 秀 洋	副 市 長	村 山 鏡 子
教 育 長	細 田 芳 充	監 査 委 員	杉 山 好 巳
市 長 公 室 長	桂 川 国 男	総 務 部 長	河 尻 健 吾
教 育 部 長	今 井 藤 夫	観 光 商 工 部 長	細 江 博 之
消 防 長	田 口 伸 一	会 計 管 理 者	中 島 祐 子
金 山 病 院 院 長	吉 田 修	健 康 福 祉 部 長	田 口 広 宣
生 活 部 長	藤 澤 友 治	建 設 部 長	二 村 忠 男
環 境 部 長	中 原 則 之	農 林 部 長	河 合 修
萩 原 振 興 所 長	松 井 克 彦	小 坂 振 興 所 長	倉 田 誠
下 呂 振 興 所 長	小 畑 一 郎	金 山 振 興 所 長	澤 田 勤 之
馬 瀬 振 興 所 長	見 廣 洋 始		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	加 藤 鈴 彦	書 記	今 井 満
書 記	青 木 秀 史		

◎開議の宣告

○議長（各務吉則君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（各務吉則君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番 田中副武君、4番 今井政良君を指名いたします。

◎報第11号について

○議長（各務吉則君）

日程第2、報第11号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第3、議第28号 飛騨農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について、日程第4、議第29号 飛騨農業共済事務組合の解散について、日程第5、議第30号 飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、日程第6、議第31号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第32号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について、日程第8、議第33号

下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について、日程第9、議第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第10、議第35号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第36号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第37号 下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第38号 財産の譲与について、日程第14、議第39号 財産の譲与について、日程第15、議第40号 財産の譲与について、日程第16、議第53号 財産の譲与について、日程第17、議第54号 財産の無償貸付について、以上、15件を一括議題といたします。

審査の結果について、所管委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 田中副武君。

○総務教育民生常任委員長（田中副武君）

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

9月17日、庁舎第1会議室において、午前9時30分から委員全員と議長、3名の傍聴議員、市長初め執行部担当者の出席をいただき、令和元年第2回下呂市議会定例会において審査を付託されました議第31号から議第40号の10議案と、追加上程された議第53号及び議第54号の2議案、合わせて12議案について審査いたしました。

審査結果は全て、全会一致で可決すべきものと決しました。審査内容の一部を紹介させていただきますと、議第32号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についてから、議第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、地方公務員法と地方自治法の改正により、会計年度任用職員という新たな公務員の形態が新設され、令和2年4月から施行されます。今回の法改正は公務員の働き方改革で同一労働、同一賃金の実現を目指したのですが、非正規雇用職員と正規職員との間の処遇のずれを解消することを目的としています。

委員からは、正規職員と同様に責任が求められ、任期は1年ということが決まっている中、災害発生時等緊急時の対応や職員の定員適正化計画のあり方についての質問に、公務については正規職員で対応していくのが法改正の趣旨である。業務の委託化や正規職員への移行等、今後関係規則を煮詰めていきたい、定員適正化については再任用職員の雇用、定年延長等があり定員管理が難しくなるので、今後しっかり検討していくとの回答がありました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（各務吉則君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 尾里集務君。

○産業経済常任委員長（尾里集務君）

おはようございます。

9月18日水曜日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において委員会を開催いたしました。委員全員、議長、市長、副市長、担当部課長の出席の上、令和元年第2回下呂市議会定例会において、当委員会に付託されました3議案について審査を行いました。

議第28号 飛騨農業共済事務組合規約の一部を改正する規約について、議第29号 飛騨農業共済事務組合の解散について、議第30号 飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、3議案は関連があり一括での説明でした。飛騨農業共済が解散し、県下1つの共済組合となるが、下呂市を含む飛騨地域は面積が非常に広いので、共済事故に対して速やかな対応がされないと言われることがないようにしてほしいとの質問に、農業に従事される方も多い。今回の一本化に当たってはしっかりと支所機能を残していただくことなど、これまでのような形でしっかりと継続していただきたいことを新しい共済会議で伝えていきますとの回答でした。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第28号から議第40号まで及び議第53号並びに議第54号について（質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本15件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本15件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第28号 飛騨農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第28号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第29号 飛騨農業共済事務組合の解散について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第29号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第30号 飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第30号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第31号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第31号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第32号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例につい

て、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第32号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第33号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第33号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第34号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第35号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第35号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第36号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第36号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第37号 下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第37号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第38号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第38号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第39号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第39号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第40号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第40号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第53号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第53号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第54号 財産の無償貸付について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第54号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第12号について

○議長（各務吉則君）

日程第18、報第12号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第19、議第41号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第5号）、日程第20、議第42号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、日程第21、議第43号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議第44号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、日程第23、議第45号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、日程第24、議第46号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第25、議第47号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、日程第26、議第48号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第27、議第49号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）、日程第28、議第50号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第29、議第51号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）、日程第30、議第52号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、以上12件を一括議題といたします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 中島ゆき子さん。

○予算特別委員長（中島ゆき子君）

委員長報告を申し上げます。

令和元年9月20日9時30分から下呂庁舎第1会議室において、委員全員と議長、市長、副市長、教育長ほか執行部の出席をいただき、予算特別委員会を開催し、第2回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました議第41号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第5号）から議第52号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）までの12議案について審議いたしました。

審査の結果、議第43号、議第44号、議第46号から議第52号までの9議案は全会一致で可決すべきものとし、議第41号、議第42号、議第45号については賛成多数で可決すべきものと決しました。

質疑の一部を紹介させていただきますと、夜間におけるクリーンセンター対応職員を2人から3人体制に増員したことによるクリーンセンター人件費の増額について質問が出され、新クリーンセンターの稼働に伴い機械の操作が複雑となっており、安全な焼却を進めていくための対応との答弁がありました。

また、森林環境譲与税の活用について、防災面からも森林整備は必要ではないかとの質問では、森林環境譲与税を活用し、まずは本年度、境界の明確化を進めたいとの答弁でした。

以上で、予算特別委員会の報告といたします。

◎議第41号から議第52号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

11番 吾郷孝枝です。

議第41号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第5号）の反対討論を行います。

今回の一般会計補正予算には、10月から強行されようとしている消費税10%への増税と抱き合わせで幼児教育・保育の無償化が10月から実施されることにかかわる予算が計上されています。10月からの消費税率10%への引き上げで、国は年間で5兆円もの増収となりますが、増税の影響がとても大きいのが子育て世代だとも言われています。切実な子育て支援の願いを逆手にとって消費税増税を押しつけるやり方は許せません。私たち日本共産党は、保育の無償化の財源は消費税ではなく、大企業や富裕層に応分の負担を求めて保育の無償化を実施すべきだという立場です。

今回の保育料無償化は、所得の高い人ほど恩恵が大きく、もともと低所得世帯には保育料の減免措置が実施されていたので、所得が低い家庭には保育料無償化の恩恵は少なく、消費税増税だけがのしかかることとなります。これまで下呂市では給食などの食材費も含めて保育料として保護者から徴収されていました。今回の補正で、使用料の減額5,139万円がありますが、これは給食などの食材費を含めた保育所保育料として計上されていたものです。

一方、歳入で、子ども・子育て支援臨時交付金4,660万円と食材費の実費徴収分740万円が計上されました。国が定めている保育料の公定価格は高目に設定されており、下呂市の保育料は国の公定価格より低目なので、差額分が浮いてきます。また、これまで下呂市が独自に負担をしていた部分に国・県の負担が入ることで、その部分に係る市の財政負担が軽くなります。つまり、今まで市が持ち出していた分が浮いてきます。食材費を含めた保育の完全無償化を実現する財源はあるのに、なぜ今回の補正予算に計上しないのですか。

全国では、この浮いた財源を使って食材費を無料にして保育の完全無償化に踏み切る、そういう自治体もう既に100を超えています。厚労省も昨年12月、制度の具体化に向けた方針の中で、今回の無償化が自治体独自の取り組みと相まって、子育て支援の充実につながるように活用することが重要と説明しています。

下呂市では、少子化対策・子育て支援は第2次総合計画の重点プロジェクトに掲げられ、市長公約にもなっていることです。それなのに、今回の一般会計補正予算には子育て世代の負担軽減を本気でやろうという姿勢が欠けています。賛成するわけにはいきません。

次に、議第42号、国民健康保険事業勘定補正予算に反対します。

今回の補正で、繰越金が1億8,937万円追加され4億4,613万円になりました。国保基金の3億445万円と合わせて7億5,000万円余りにもなります。

一方、市民の生活は、1人平均で6,000円もの保険税値上げでさらに苦しくなっています。下呂市の国保世帯の年間平均所得は100万円、全国平均より38万7,000円も低く、1人当たりの年間平均所得は60万円で、県平均より25万円も低い水準です。下呂市は1人当たりの医療費が高いから、保険料が高くなるのは仕方がないといって保険料をさらに上げていくような市の方針では市民生活が守れません。県が示す標準保険料率はあくまで参考値にすぎず、地方自治権として国保税の決定権は下呂市にあるのです。国・県の言いなりになるのではなく、国保税の負担軽減を市独自の取り組みをしながら国・県にも求めていくべきです。

次に、議第45号、介護保険事業勘定補正予算については、今回の補正で介護保険基金に5,837万円積み増しされ、基金残高が6億円を超えることになりました。基金残高がふえることは喜ばしいことではありません。市民にとって保険料を払って介護サービスなしの状況が進んでいると言えるからです。介護現場の人手不足による介護給付費の落ち込みや、地域支援事業において介護サービスが必要とする人に十分に実施できていない現状をもあらわしています。担当部署の努力にもかかわらず、介護施設の手不足は深刻です。また、在宅介護も課題が山積みのままです。必要とする人に必要な介護サービスが提供できないという介護保険制度の存亡にかかわる問題でもあります。6億にも積み上がった基金をどうするのか、どのように活用するのか、執行部の英断を訴え反対討論といたします。

○議長（各務吉則君）

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第41号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第5号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第41号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第42号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第42号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第43号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第43号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第44号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第44号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第45号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第45号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第46号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第46号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第47号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第47号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第48号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第48号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第49号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第49号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第50号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第50号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第51号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第51号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第52号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第52号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第13号について

○議長（各務吉則君）

日程第31、報第13号 委員長報告を行います。

本定例会に付託しました日程第32、認第1号 平成30年度下呂市一般会計決算の認定について、日程第33、認第2号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第34、認第3号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第35、認第4号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、日程第36、認第5号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、日程第37、認第6号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について、日程第38、認第7号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について、日程第39、認第8号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、日程第40、認第9号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、日程第41、認第10号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、日程第42、認第11号 平成30年度下呂市水道事業会計決算の認定について、日程第43、認第12号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、日程第44、認第13号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、以上、13件を一括議題といたします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 尾里集務君。

○決算特別委員長（尾里集務君）

9月24日火曜日、9月25日水曜日、9月26日木曜日の3日間にわたり、午前9時30分から下呂庁舎3階第1会議室において委員会を開催いたしました。委員全員、議長、市長、副市長、教育長、担当部課長出席の上、令和元年第2回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました平成30年度下呂市一般会計決算の認定について、9つの特別会計決算及び3つの企業会計決算の認定について審査を行いました。

下呂市監査委員から、決算審査の中で、一部の財務事務において不適正な事案5つが認められたことについて、委員からは特に多くの意見が出されました。

審査の結果については、認第1号 平成30年度下呂市一般会計決算の認定について、認第2号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、認第3号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認第5号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、認第7号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について、以上5認定については賛成多数で認定すべきものと決しました。

認第4号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、認第6号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について、認第8号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定についてから認第13号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、以上8認定については全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎認第1号から認第13号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本13件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

12番 中島です。

認第1号、下呂市一般会計決算の認定について反対討論を行います。

一般会計は239億700万円余で、合併以後3番目の決算額でした。これは合併当初からの課題であった新クリーンセンターの建設や庁舎振興事務所等の耐震補強整備、学校給食センターの建設など本当にやらなくてはならない大型工事が行われたことによるものです。

そして、下呂市が初めて経験する6月末からの記録的な豪雨と9月の台風による本当に大変な、甚大な災害が発生したことでの復旧・復興に係る経費があります。これらの事業と経費は市民生活にとって必要不可欠な施設整備であり、暮らし再建のための災害復旧経費であることは言うまでもありません。その災害において、市民の皆さんがそれぞれの地区と役割において力を合わせて対応し、その後の復旧にかかわってくださったことに心からの敬意を表するものであります。そして、災害にかかわって、職員の皆さんの業務に対しても重ねて感謝をするものです。

また、この年度の事業の中で、市民の健康を守る取り組みや中小業者の経営支援の拡充、新規就農者をふやす取り組みや移住・定住の促進、学校施設の整備など、それぞれの分野で工夫と研究をされ進められたことを評価したいと思います。

一般会計決算を3点から指摘します。

今、市民の生活は、景気が低迷して年金、賃金が下がり、業者の経営や商売、農業もうまくいかない、後継者がいないなど、厳しい現実さらされています。また、高齢化が確実に進んで、福祉や介護・医療の充実が本当に緊急の課題になっています。こういった切実な問題に対し、積極的な施策がとられてきたとは言えません。市長が掲げた市長裁量枠は従来からの事業の継続・拡充分が多く、内容において、下呂市の将来を考えた事業であるとは言えません。市民の市を元気にしてほしい、若者が残ってくれるまちにしてほしいという強い願いは、これは同時に市長の公約でもありました。そしてその中で、子育て支援の充実が差し迫った重要な事項でした。災害復旧という大変な状況の中であつたからこそ、市民の暮らしと経営に対して積極的に支援すること、応援していくこと、市民の願いに向き合うことが強く求められていました。

決算のもう一つの特徴は、受益者負担と経済効率を図ることを優先したことです。公共交通であるバスのパスポート年額の値上げなど、高齢者に寄り添い、細やかな優しい施策の拡充ではなく、お年寄りの暮らしと健康を守るという市の役割を裏切ることにつながると思います。私たちは、財政が厳しいを強調して事業の抑制を図る、行政改革を進めるのではなく、使うことのできる財政調整基金などをもっと活用して、職員のさらなる創意工夫を生かしてこそ、そういう方向こそが大事だと繰り返し求めてきました。

そして3点目に、きのうも一体的に改革するとした行政組織再編見直しを進めたことです。合併以後、職員の削減を進めたことで、年齢構成などにひずみが生じています。市長、執行部がこれ以上職員削減は厳しい、定員適正化計画の深刻な見直しが迫られていることを認めながら組織の再編・スリム化を進めています。

特に、振興事務所での課長職の廃止は、周辺部の市民生活、危機管理、経済活動に直接影響する問題であり、廃止するべきではないと私たちは強く求めてきました。しかし、ことし4月からは所長の兼務にしまいました。昨年の災害から学ばなくてはならないのは、住民の不安に積

極的に応えることです。今までのように振興事務所の職員を減らし、組織のスリム化を進めることはできないことと市も認めているのです。そうなら、課長職を振興事務所に必要な役職だと位置づけて配置することではありませんか。それぞれの地域に歴史があります。これを一つの物差しで、それも行政改革という物差しで組織のあり方を変え、スリム化を優先させたら、ひずみが生じることになる。このことは執行部の皆さんが感じているのではありませんか。こういうやり方では、住民サービスの低下や切り捨てにつながります。

以上3点を指摘し、一般会計の反対討論とします。

次に、認第2号、国民健康保険事業特別会計決算の認定についてですが、平成30年4月から、保険者が県に統合され、全く新たな制度の開始であり、予算には反対しませんでした。その後、統合した県が示す方向は、保険税の引き上げです。でも、県が決めるこの標準保険料率は参考値です。一般会計からの繰り入れは地方自治の問題として、国も認めていることです。下呂市の国保税の決定権は下呂市にあります。

そういう中で、ことし3月の平成31年度予算では1人当たり6,000円もの引き上げとなりました。年金が下がり、税金が上がるのでは生活は苦しくなるばかりです。国民健康保険は命綱です。市民の命と健康を守る立場での対策が示されていない決算には賛成はできません。

次に、第3号、後期高齢者医療特別会計では、高齢者を年齢で差別する医療制度そのものに反対の立場から賛成することはできません。

認第5号、介護保険事業勘定特別会計では、介護現場の人材不足が深刻化し、地域支援事業においても、介護サービスが必要とする人に十分に実施できていない現状です。必要とされる介護サービスが提供できず、払い過ぎた保険料が基金に積みれ5億5,000万円余にもなっています。保険料を取られて支援なしという事態を見過ごすことはできません。高齢化が進み、介護サービスの充実が切実に求められているとき、下呂市の将来の介護問題を打開する方向が示されていません。

最後に、認第7号、下水道特別会計では、岐環協との合理化協定に基づいた事業委託のあり方の見直しが必要との立場から反対をします。

以上、反対討論です。

○議長（各務吉則君）

次に、本13件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

認第1号 平成30年度下呂市一般会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、認第1号については、認定することに決定いたしました。

認第2号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第2号については、認定することに決定いたしました。

認第3号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第3号については、認定することに決定いたしました。

認第4号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第4号については、認定することに決定いたしました。

認第5号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第5号については、認定することに決定いたしました。

認第6号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第6号については、認定することに決定いたしました。

認第7号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第7号については、認定することに決定いたしました。

認第8号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第8号については、認定することに決定いたしました。

認第9号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第9号については、認定することに決定いたしました。

認第10号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第10号については、認定することに決定いたしました。

認第11号 平成30年度下呂市水道事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第11号については、認定することに決定いたしました。

認第12号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第12号については、認定することに決定いたしました。

認第13号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第13号については、認定することに決定いたしました。

◎議第55号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第45、議第55号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議第55号について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは議案書の1ページをお開きください。

議第55号 損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり損害賠償の額を定める。

1. 損害賠償の理由、令和元年7月24日午後1時ごろ、相手方が下呂市萩原町四美地内の市道四美中央線を走行中、横断側溝のグレーチングがはね上がり、相手方車両を損傷させた。市はこの事故の過失の全部を認め、車両購入費相当額38万円、代車費用17万2,800円、合計55万2,800円を賠償する。

2. 損害賠償額（市の過失割合）、損害賠償額55万2,800円、過失割合100分の100、内訳、保険金55万2,800円。

3. 損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。令和元年9月30日提出。

提案理由、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 伊藤巖悟君。

○9番（伊藤巖悟君）

この案件を見て、改めて交通安全の重要性を確認したいと思いますけれども、市が管理する道路はかなり多くあると思うんですけれども、グレーチングがどうこうでと、こういうことが起きた。やはりこれは日常の、それぞれの自治体を初めとして市の職員も、そして我々もそうですけれども、そういう箇所をしっかりと、気がついたら事前に報告をし解消していくという、やっぱり習慣づけをしていかないと、またしてもこれに類したような事故が多いということを痛感するわけなんですけれども、その辺についての見解をお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

いま一度点検はいたしました、2年前に総点検といたしまして市道の点検は行いました。その後、議員が言われるように、やはり劣化などが進んでおる部分が多々ありまして、今回もボルトの損傷という形でこのような事故になったことでございます。

それで今後でございますが、いま一度、あの日以降、うちの者が点検はいたしました、やはり定期的に点検することは大事だと思いますので、今後も点検をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第55号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第55号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第55号 損害賠償の額を定めることについて、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第55号については、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議第56号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第46、議第56号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議第56号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

議第56号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和元年9月30日提出。提案理由、たび重なる職員の不適切な事務処理による市民の信頼失墜に対し、市長及び副市長の給与を減額するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

6ページをお願いいたします。

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例要綱でございます。改正理由は提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要。(1)市長及び副市長の給料月額減額率に、3カ月間5%を上乗せします。第2条及び第3条関係でございます。したがって、私が25%、副市長が15%の減額ということになります。

(2)この条例は令和元年10月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第56号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第56号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第56号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第56号については、原案のとおり可決されました。

◎議第57号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第47、議第57号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議第57号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

それでは、議第57号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案説明

を申し上げます。

補正の内容につきましては、金山リバーサイドスポーツセンターのプール内のジャグジー等の故障箇所を修繕するための増額補正でございます。詳細につきましては総務部長より説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第57号について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは議第57号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第6号）の詳細説明を申し上げます。議案書の7ページをお開きください。

令和元年度下呂市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも218億8,035万9,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。令和元年9月30日提出。

8ページをお願いいたします。

上の表は第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

19款繰入金は600万円の増額で、財政調整基金からの繰入金でございます。

続いて、下の表は歳出でございます。

10款教育費、5項保健体育費は621万3,000円の増額でございます。これは金山リバーサイドスポーツセンターのプール用の設備で、温風を送るファンモーター及びジャグジーの故障修繕に必要な工事費を増額補正させていただくものでございます。

14款予備費につきましては、歳入歳出額調整のため21万3,000円を減額いたします。

以上で、令和元年度下呂市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

増額補正ということなんです、簡単なことなんです、モーターが故障したということは、なぜ故障したかということはわかってみえるのか。また、日ごろこういった保守点検なども委託されておったと思うんですが、そういったときの点検の結果はどうであったのか。

あと、劣化しての故障であれば、もう一基もそのおそれがあるということなんです、そういったトータル的な判断で、どのように判断されたのかということで、これは、今回の提案の問題

でなくていろんなことがあると思うんです。先ほどの市長の給料の減額の問題でも、一つの仕事の手順というか、そういったものが、フローチャートというか、きちんとされておれば事前に防止できたというようなこともありますし、こういったことが、ただ壊れればすぐ修繕する、購入する、新しく取りかえるということが多々いろいろあると思うんですが、その辺のそういう原因究明はしっかりされているかということをお願いしながら、ちょっとこの件について説明してください。

○議長（各務吉則君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

今回のこの施設につきましては、平成5年6月にこのリバーサイドのセンターが完成しております。以後、結構年数がたっておりますので、今おっしゃられたモーター系統も含めて、業者さんに点検はいただいております。ただ、器具でございますので、通常耐用年数等が当然あるわけなんです、やはり使えるものを交換するというのも非常に課題も、市のほうとしても思っております。基本的に人命にかかわるものであるとか、そういうものについてはやはり耐用年数等を考慮しながら計画的に交換をしたり、修繕をしたりという考え方でおります。

ただ、直接人命等にかかわらないものについては、多額の費用を要する場合もございますので、考え方といたしまして、故障した段階で修繕をするというようなものもございます。今回のものについては2基あるうちの1基が故障したということなんです、もう一基についても当然同じような状態にはございますが、まだ稼働しておりますので、とりあえず今、どうしても直さなきゃならないものということで1基を上げさせていただいておるということでございます。

考え方といたしましては、全て定時に修繕交換ができればいいですけど、なかなかそこまではできないということがございまして、物によっていろいろな判断をしながら修繕と改修等を行っておるとというのが現状でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

今、公室長のほうから説明いただきましたので、理解はできますが、ただこれを一つの例にとって質問したということは、やっぱり今後、こういうことというのはたびたびあると思うんです。原因はなぜか、保守点検の結果はどうであったか、やっぱりそういうことをきちんと精査していないと、もう幾らお金があっても、修繕費というのは今後かかってくると思います。膨大な委託料も払っておりますので、その委託先に、やはりしっかりした調査結果、保守点検結果というのをもっと厳しくしていくということも今後の厳しい財政運営の中では大事じゃないかということで、一つの例として申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（各務吉則君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

今ほどおっしゃられたような形で、物によって耐用年数、それから現状、保守点検の結果、いろいろなものを加味しながら対応してまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第57号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第57号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第57号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第6号）について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第57号については、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（各務吉則君）

日程第48、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申し出について

○議長（各務吉則君）

日程第49、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申し出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで、市長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

市長。

○市長（服部秀洋君）

令和元年の第2回下呂市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

今回提案させていただきました全議案可決、認定をいただきましてまことにありがとうございました。また、30年度決算におきましては監査委員さんのほうから5項目についての不適切な事案について指摘がございました。改めて全職員に対しまして法令遵守のもと、特に公務員として守るべきこと、そして基礎的な部分をしっかりまた研修、そしてさらなるスキルアップをするよう指導したところでございます。

また、先ほど議第56号でもお認めをいただいたわけですが、本年度に入りまして不適切な事務処理が3件ございました。この件につきましては、先般下呂地域、萩原地域の2会場において全職員を対象にいたしまして、個人情報取り扱いについてしっかりと各課においてフェース・ツー・フェース、顔を合わせて今後、どのように対策をとっていくか指示をしたところでございます。やはりふだんからのコミュニケーション不足、これもかなり欠けているようでございましたし、常に何でもないことでもお互いに相談し合える環境、そして明るい職場づくりに努めるようお願いをしたところでございます。

それとともに、やはり先ほど申し上げたように、基礎的な部分が何か欠けておる。本来、私も公務員は、公僕として市民の皆様のこと、また下呂市を常に意識しながら仕事をするべきである。先般、青山学院の原晋監督からの御講演にもございましたけれども、やはり組織力、これを生かしてこの難局を乗り切ることが必要である。ミス犯すことは誰にでも可能性はあるわけでございます。しかしながら、そのミスをどうやってリカバーしていくか、それがやはり能力の間われるところではないかと思っております。改めて、オール下呂、市役所、組織力をもってこの

難局を乗り切ろうと指示をいたしました。

私も、残すところ任期半年でございますけれども、今まで以上に市民の皆さんのことを思い市政運営に邁進する所存でございます。引き続き、議員の皆様におかれましても、変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（各務吉則君）

これを持ちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

令和元年第2回下呂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時27分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年9月30日

議 長 各 務 吉 則

署名議員 3番 田 中 副 武

署名議員 4番 今 井 政 良